

平成26年第12回中津川市教育委員会（定例会）議事録（要旨）

日 時 平成26年11月17日（月） 午前9時00分

場 所 にぎわいプラザ 4-1会議室

出席委員 小幡 隆徳 松田 幸博 田島 雅子
小栗 仁志 大井 文高

事務職員 勝事務局長 原文化スポーツ部長
嶋倉教育次長兼学校教育課長 大塚教育企画課長
岡本子育て支援対策監兼幼児教育課長
今井文化スポーツ部次長兼生涯学習スポーツ課長
小林図書館長兼蛭川済美図書館長 曾我教育研修所長
辻発達支援センターつくしんぼ所長兼発達相談室長
山下子育て政策室長 幸協阿木高等学校事務長
西尾文化スポーツ施設運営推進室長 安彦鉦物博物館長

会議日程 1 開 会
2 前回議事録の承認
3 教 育 長 報 告
4 議 事
5 閉 会

番 号	議 題	結 果
報 第 5 号	中津川市教育支援委員会の結果報告について	承 認
議第36号	中津川市議会（定例会）に提出する議案の意見について	承 認
議第37号	平成26年度中津川市教育委員会の事務事業点検評価報告書について	承 認

【開 会】

【議 事】

【委員長】議事に入ります。日程第1、報第5号 中津川市教育支援委員会の結果報告について、ご説明願います。教育次長。

〔 事務局から資料に基づき説明 〕

【委員長】松田委員。

【松田委員】人数は少しずつ増えてきていると思いますが、350人ということは、全国平均と比べると半分ぐらいだと思います。現場ではまだ支援が必要と思われるお子さんがいらっしゃると感じているかどうか、分かれば聞きたいと思います。

【教育次長】支援の必要な子どもさんは本当に多くあります。ここに上がってくる子どもさんについては、こういう会に判定してもらうように上げることを保護者と相談した上で行う必要があります。事前の話し合い、相談において上げたくないという希望もあります。その場合は上がりませんし、実際判定が下りても就学に至る際には、就学を希望するという申請書が保護者から出ないと在籍することにはなりません。判定が下りてもそのまま通常学級で学習を進めるお子さんもありますし、ここにあるように支援学校という重い判定を得た場合でも、地元の学校に引き続き就学したいという希望があったり、支援の必要な子どもさんは、この数字に出てこない部分も含めて多くあると捉えています。

【委員長】松田委員。

【松田委員】支援の必要な子どもたちがいらっしゃるといのは事実ですし、全国平均約7%というのを新聞で見て、そう思うと3.7%程度かなと思います。この事実を我々は把握していても、市長さん初め議員さん方にも十分把握していただいて、本当に支援が必要な子どもたちにもっと住みやすいまちを作っていくといけないと思いますし、毎回言うんですが、子どもたちは親がいなくなったときどうするのかということ、移動教育委員会に行っても感じるんです。そういうことを、市長さんほか議会にもお話をさせていただきたい。周知していかなくてはいけないと思います。よろしく願います。

【委員長】関連してよろしいですか。小栗委員。

【小栗委員】最終的に親が認めないとこの数字が上がってこないことがあると思います。学校が親の方に示して、親が了承しなかったというのは、どれぐらいの数があるんですか。

【委員長】教育次長。

【教育次長】今正確な数字を持ち合わせていませんが、若干あるということです。

【委員長】小栗委員。

【小栗委員】そういうお子さんへは、何度もお願いし続けていくのですか。どういう形でフォローするのですか。

【委員長】教育次長。

【教育次長】今まで就学指導委員会という就学判定をする会に向けて、知能検査を行ったりお医者さんにかかってもらったりして情報を得て、それをかけるということになるんですが、その瞬間に情報を得てこの会に出すわけではなく、年間を通じて保護者とやり取りをしてもらい中でいろいろな情報を保護者に与えたり、または保護者の了解を得て知能検査等を行ったりするという地道な努力をいただいて、その中でこれは就学に支援が必要だということを親にも認識してもらいつつ、こういう会にかけて適切な就学先を判定してもらい話をしていこうということです。その瞬間だけで親に理解を得るのは大変難しいことですので、常に年中努力していただいています。

【委員長】教育長。

【教育長】補足します。こういった判定をしていく場には、客観的なデータが必要になるということで、たとえば自閉情緒という判定の場合は、医療機関でどのような診断があったかということがあります。そうすると、その医療機関を受けていただけない場合はそのデータが来ないので、判定の対象にならない。それで、この会に出せないというケースもあります。知的な場合もWISC等の検査をした結果が必要になりますので、そういう場合も受けていただければ数値として出てこない現状があります。

【委員長】私もこのことで、いつもいろいろと悩むことがあったんですが、学校として非常に努力をしていただけている。7月の第1回の相談に大勢の子どもたちがかかっていることが、その表れだろうと思います。11月ぎりぎりになってからの相談ではなくて、7月の段階で対象となる子どもたちを大勢上げてくるという努力が、学校がいろいろなところで頑張ってくれている証だろうと思います。

もう一つは、私も学校にいたことから思うんですが、保護者と相談するときに、当時教員が特別支援学校はこういったものだ、そこへ行くこんな教育が受けられるということをしかりつかんで、それを十分説明しきれていたかなと非常に不安を覚えます。今も学校でどれだけ研修に出るか、先生たちが自信をもってこの子をもっとこういうところに出した方が、もっとすばらしい教育が受けられるということが説明できるかどうか、適切な就学指導ができるかどうか大事なポイントだと思うんですが、その辺についてはどうですか。教育次長。

【教育次長】研修が本当に必要で特別支援学級の担任や特別支援教育のコーディネーター、学校内で仲介する担当になっている先生の研修はきちんと入っています。でも、通常の学級の先生も含めて、全ての先生がそういう認識をする必要があることを考えると、全ての先生方の研修が、支援学校等も含めた知識を十分持っているかということについてはまだまだ弱いと思いますので、今後、管理職も含めて研修が必要だと感じています。

【委員長】 このまとめの1枚目の一番下に、特別支援学校判定者13名の中で7名が進学予定、あと6名については通常学校へとなります。障がい重い子たちについて、どうしても加充員を付けていく必要が出てきます。先ほど松田委員が言われましたが、この点につきましても、何とかしっかりした支援ができるようお願いしたいと思います。田島委員。

【田島委員】 こうやって判定を受ける児童生徒は、ことによるといじめの対象になる恐れがあると思います。どんなに目を配っても子どもたちだけの時間に発生する懸念があります。どんぐりやつくしんぼの移動教育委員会に行くと、親御さんたちが社会の全体の理解というのを非常におっしゃっており、社会全体の理解が大切なことで、導いていかないといけないと思います。私がやっている太鼓の団体の中にも通級の子が何人かいますが、普通の子と一緒に頑張って頑張っています。また、とても上手な子もいますので、そこでほめてあげると、その子たちの居場所になっているのかなと思います。学校ではどうしてもちょっと違う場所で学習しなければいけないことがあります。太鼓の教室に来たときにはほめてもらえる、だから一生懸命やるという、自分の楽しい居場所ができているような気がします。親たちも望みとしては、通級の子は特に同じレベルにもっていききたいという思いですが、そうではなくてその子の特性をつかんで伸ばしてやって、一人で生きていく道に導いていくという考え方を、親たちも学習して対応していかないといけないと思います。皆さんご存知のように加子母の中学の子で絵がとても上手な子がいて、その子は特別支援に行ったんですが、絵を見出してもらって、それで本当に自分の才能、好きなことで生きていけることを見出した。あれほど才能が花咲くことも珍しいとは思いますが、その子の特性と好きなこと、楽しいこと、ずっとのめりこんでやれることを見出していくことを周りがやってあげることで、一人で生きていくことにつながっていくと思います。

【委員長】 先ほど特別支援学級から子どもさんが9名普通学級に復帰したということでした。特別支援学級に入ったらずっとそのままかという不安も親はお持ちだと思いますので、学校がそういうことを報告できる機会が増えてくると、田島委員の言われたことも含めて、子どもたちをそういったところで伸ばしていくということを明確に打ち出すのはいいことだと思います。その辺もぜひ先生方に自信を持って広げていただけるようお願いいたします。松田委員。

【松田委員】 支援学級の先生方の充実度はどんなものですか。

【委員長】 教育次長。

【教育次長】 結論を言いますと、人数は不足です。県から1学級として認めてられたところに1人配置されます。子どもの判定の数を県に上げて、必要な分だけいただけると本当はいいのですが、県の配置される人数も限りがあるため、学校からは希望が出ていてもその学級が置けないという結果があります。特に肢体不自由

で判定が出る場合、肢体不自由学級を一度開設するとしばらくは置いておかなければいけないので、その対象の子が少ないので置けないという判定になったりしますので、学級が開設できない場合があります。結果的に、現状と同じ学級数程度しか、かなり増えるということは期待できません。判定はもらっている子はいますが、学級は置けないという状況はあります。

【委員長】松田委員。

【松田委員】通常学級と違って先生方も経験がものを言う場所だと思うので、退職された方を一日でも二日でもお手伝いいただけるような態勢ができるといいと思います。多分支援学級の先生方はかなり精神的に疲れる部分もあると思いますので、フォローも必要だという気がします。どうしても予算の伴うことなので、皆さん方に理解をしてもらう必要があると思います。現状支援の必要なお子さん方も中津川市の子なので、大人になっていく手助けはなるべく充実させてあげたいと思います。

【委員長】教育次長。

【教育次長】県費での教員が配置されない場合もあるので、その場合は市費でフルタイムの指導助手、パートタイムのアシスタントで、必要などころには配置して、通常学級や種別の違う学級等で子どもたちの学習に市なりの支援をします。その人が単独で授業をやるわけにはいきませんが、中津川市の財政でも努力をいただいています。何とか今年もたくさん認めていただけるように努力したいと思います。

【委員長】人材不足ということもありますが、東小学校が今年大変いい発表をしてくれたと思います。特別支援学級がたくさんありますが、特別支援学級を学級だけでなく全校の先生方の中に特別支援教育として位置付けていただいて、どの子にも分かる授業を進めていこうと取り組んでいました。どの先生も特別支援の免許を持っているわけではなく、普通の免許をもった先生方が特別支援を担当することが通常の学校では多いわけですから、どの先生もやっていけるというところを大事にさせていただけるとありがたいと思います。東小学校の研究を学びながら進めていきたいと思います。

ほかによろしいですか。それでは、報第5号のご審議ありがとうございました。

日程第2、議第36号 中津川市議会（定例会）に提出する議案の意見について、ご説明をお願いします。教育企画課長。

〔事務局から資料に基づき説明〕

【委員長】ご質問、ご意見ございませんか。田島委員。

【田島委員】小南誠さんは本当に常連で寄付を下さる方です。寄付を下さった方々について、児童生徒たちが使っている状況をお知らせしているのでしょうか。

【委員長】教育次長。

【教育次長】具体的に把握していません。各学校で工夫していただいているかもしれませんが、調べて次回報告します。

【委員長】 田島委員。

【田島委員】 言い方はおかしいですが、単発で下さった方はそんなに期待はないとは思いますが、中津川を出ていつも中津川の子どもたちのために気を配ってくださる方については、何かいただいた心を差し上げてもいいのではないかと思います。

【委員長】 田口福寿会で図書をいただいたときには、こんな本を買ったというお礼状を添えてお願いすることもあります。多分どの学校もやっていると思います。また分かりましたら教えてください。

ほかにはよろしいですか。松田委員。

【松田委員】 この議案と少し離れるかもしれませんが、現在ふるさと納税は中津川市では何件ぐらいありどれぐらいの金額があるか分かりますか。

【委員長】 教育企画課長。

【教企課長】 把握できていません。ふるさと納税はいろいろな事業にいただくのですが、企画部で受けております。また整理して委員さんにお伝えします。

【委員長】 松田委員。

【松田委員】 ふるさと納税という制度は国が作ったいい事業だと思います。何かとよその自治体は結構な金額を集めていますので、本当に上手に使って、市の物をお礼に送るとピーアールになりますので、教育委員会だけの話ではないですが、役所の中で横断的にやっていくともっといい効果があると思います。これがもっと周知されてくると、予算的にも少し楽になる部分もあるので、その辺も気を配るといいと思います。要望です。

【委員長】 田島委員。

【田島委員】 私の周りでもふるさと納税に対して、女性が非常に興味を持っています。ふるさと納税をしたいというのはなぜかという、いい物がもらえるからということにはなっています。1万円でもという気持ちがあれば中津川の子どもたちのためにと叫ぶんですが、やはり女性は物に釣られるということです。ふるさと納税という情報はあります。子どもたちは皆さんから頂戴したものに対して、喜んで使わせていただいたり、図書館ですと何々文庫といい、あなたのくれたものが学校ではこう光っているというものがあれば、やりがいがあると思います。何か発信の方法を変えていけば潤いに一步でも近づけると思います。

【委員長】 ほかによろしいですか。それでは2点目をお願いします。

〔 事務局から資料に基づき説明 〕

【委員長】 2点目、3点目についてご説明いただきました。田島委員。

【田島委員】 10ページ第3条（1）、1カ月当たりの就労時間が64時間以上の労働に従事していること、と中津川市は決めたようですが、よその市、町の状況が分かれば教えてください。

【委員長】 子育て政策室長。

【子政室長】手元に細かい資料がありません。48時間から64時間の間で市が定めることとなっていて、恵那市では48時間と定めるということは聞いています。そのほかの東濃の市では64時間が多いと聞いています。

【委員長】田島委員。

【田島委員】中津川市はこの条例を定めるまでも64時間ですよ。

【委員長】子育て政策室長。

【子政室長】就労の下限時間、これだけ働いていれば保育にかけるとみなすという下限時間は、今までも64時間でした。新制度になっても現行と同じ64時間と定めるということです。

【委員長】田島委員。

【田島委員】64時間に定めた思いを聞かせてください。

【子政室長】保育の一番の責任者は親だということです。あまり安易に保育園に預けることができてしまい、子育ての放棄支援につながってしまつては、まずいというご意見もありました。保育にかけざる事由から保育の必要性になったことで、預けられる項目が増え、預けやすい環境ができてきている中で、この下限時間も下げて安易に預ける事態が子どもの成長にとってどうかという意見もあったので、現行通りにするものです。

【委員長】ほかにどうですか。小栗委員。

【小栗委員】新制度に伴ってこれを制定するということですが、今までも基準があったと思います。今までと大幅に変わることがあれば教えてください。

【委員長】子育て政策室長。

【子政室長】新制度が始まることによって、教育、保育を利用する子どもに認定をしていただくこととなります。保育が必要なく教育だけでいいという人は、幼稚園へ行く人が対象で1号という認定です。保育が必要な3歳未満児は3号という認定になります。保育が必要な3歳以上の子は2号になります。保育所に通う2号、3号のお子さんは、保護者の必要性の度合い、働く時間の長さによって保育標準時間と保育短時間という2つの区分が設けられることになりました。保育標準時間というのが、保育の利用できる時間が最長11時間、これはフルタイムで働いている人を想定しています。保育短時間は、保育が最大限利用できる時間が8時間ということですが、これはパートタイムなどで働いてみえる方を想定しています。そうした働き方の状況によって、2つの区分ができるのも新たにできてきた制度です。

【委員長】小栗委員。

【小栗委員】今回の制度の中で、制定の内容の(1)から(12)があります。保育の必要性の基準の項目で、今までも基準があったと思うんですが、その違いがもしあればお聞きしたいです。

【委員長】子育て政策室長。

【子政室長】保育の必要性の基準は（１）から（５）は、今までも保育にかける事由としてうたわれていました。（６）から（１１）までが新たに加わってきたところです。（６）求職活動は、今はまだ働けていないが仕事を探している人には、仕事を探すために保育が必要ということで、新たに認定基準に入ってきました。認められる休職期間は９０日間、３カ月で区切らせていただこうと思っています。（７）、（８）が仕事をするための資格を取るために学校、訓練校に通っている場合も保育にかける事由に新たに入りました。学校で授業を受けている時間だけではなく、そこへの通学の時間なども考慮して認定しようと思っています。（９）、（１０）が虐待、DVという子どもの命にかかわる状況が発生している場合は、必然的に保育所に入らせていただきます。この場合は、程度にもよりますが、基本的には保育標準時間１１時間認定をします。（１１）育児休業をされていて、上のお子さんが現在保育所、幼稚園に通っている場合。今までは育児休業で家にみえるので退園してくださいという形を取っていた場合もあったのですが、こういったものも上のお子さんが集団的な教育、保育が必要であると認められる場合は、引き続き上のお子さんが幼稚園、保育園に通うことができるということを規定したものです。たとえば、もうすぐ小学校の入学が目の前だという場合、集団的な教育、保育がその子どもさんの成長にとって非常に大切ということが認められる場合は、退園せずにそのまま引き続き教育、保育を続けてもらうということが規定されています。

【委員長】関連して質問です。もし認定されてこの要件が途中で外れたときは、その時点でなしになるということですか。

【子政室長】認定はします。認定証を発行しますが、今までフルタイムで働いていたけどパートになったとか、仕事をしてなかったけど働くようになったという関係で状況が変わってきた場合は、そのタイミングで申請をいただければ認定変更をさせていただきます。

【委員長】田島委員。

【田島委員】消費税がまだぐらついている現状で、新制度をスタートさせるということで、本当に準備の段階では雲の中に手を突っ込んで一つずつ拾い出してそれを組み合わせしていくという仕事だったと思います。ご苦労さまでした。新しい制度は決まってしまったものなので、それを広報、説明していかなければいけないんですが、新しい制度はどうしても不安と疑いがついて回ると思います。新制度の説明をする係の方が、正しく説明ができるかだけではなくて、不安を持って相談に来る親さんたちに、その立場に当てはめて説明ができるかということが一番大事だと思います。消費税が何パーセントになったというのは誰にも課せられるもので、目で見て手に取れば分かるものですが、この問題は親さんの収入によって違いがあって実施時期も違ってきます。みんな一緒じゃないことに対する不安というのが、非常に大きいような気がします。そういう不安が対応によっては重いものになって、突進

してくるのが非常に怖いと思います。紙に書いたものを温もりなく説明するだけでなく、相手の立場に寄り添って説明して理解してもらおうという作業がこれから続いていくと思いますので、大変だと思いますがよろしくお願いいたします。

【委員長】小栗委員。

【小栗委員】新制度が始まるに当たって説明会を何度かやられていると思います。広報でも告知があつて場所を回りながらやられたと思うんですが、その参加状況が分かれば教えてください。

【委員長】子育て政策室長。

【子政室長】各地域を回って15、6回の説明会をしました。幼稚園、保育園の先生、保護者会の皆さんにも大変ご協力をいただきました。参加状況をまとめたものがありますが、今持ち合わせておりませんので、後ほどお示しさせていただきます。

【委員長】現場に出てしっかりと広報していただいているということです。またよろしくをお願いします。ほかによろしいですか。

それでは、4点目をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

〔事務局から資料に基づき説明〕

【委員長】指定管理者の指定について、ご説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。田島委員。

【田島委員】私は東美濃ふれあいセンターを借りることがあり、非常に厳しく管理されている状況を体験しました。自主事業を行うための組織を作ってそれを導いていくという話を伺っていましたが、そういう状況を教えてください。

【委員長】西尾文化スポーツ施設運営推進室長。

【文運室長】自主事業については、中津川市文化協会に業務委託として行っていただきたいと思っています。

【委員長】田島委員。

【田島委員】それは文化会館とふれあいセンターと両方ですか。

【委員長】西尾室長。

【文運室長】文化会館と東美濃ふれあいセンター歌舞伎ホール、アートピア付知交芸プラザ、福岡ふれあい文化センターの4館です。

【委員長】ほかはよろしいですか。小栗委員。

【小栗委員】東美濃ふれあいセンターには歌舞伎ホールがあり、歌舞伎ホールは位置付けとして文化協会が、スポーツか文化かと分けたときに文化の方で使う施設だと思んですが、今回体育協会で管理するといういきさつを教えてください。

【委員長】西尾室長。

【文運室長】歌舞伎ホールはアリーナ部分があり、そこと一構の建物になっています。従って管理を分けるのは不可能です。光熱水費等の仕分けが不可能ということで、一構の建物として体育協会にお願いする形をとっています。

【委員長】ほかよろしいですか。松田委員。

【松田委員】これは決算書があつて閲覧できるのですか。

【委員長】西尾室長。

【文運室長】今持ち合わせていません。内訳書を見ていただきますと26年度予算があります。27年度との比較で、支出の合計の1億7780万が26年度の予算の額です。27年度の予算額としては、指定管理料の体育協会からの見積りが出ており、利用料金制度を採用しますので、利用料金は1364万3千円で、それは体育協会に入ります。イベント等市が主催するものに関しましては減免補てんで1230万、合計1億7454万3千円としております。

【委員長】松田委員。

【松田委員】これが本当に適正かどうか判断するときには決算書があると非常に分かりやすい。一般管理費かいうものの内訳が一体何なのかとか、維持管理費の内訳、人件費は何人いてどうなるかというのは決算書を見れば全て分かるわけで、それに見合った内容かどうか、ある程度見ていいかどうかを判断していくのが一つのやり方かと、私は商売をやっていると思うんです。市のものなので公開されるのは当然だと思うので、出していただけると分かりやすいと思います。要望です。

【委員長】詳細についての閲覧ができるかという質問だと思います。生涯学習スポーツ課長。

【生ス課長】市民プール、苗木公園と市民トレーニングセンターについては、閲覧できるようになっています。

【委員長】西尾室長。

【文運室長】こちらに関しても用意してありますので閲覧可能だと思います。

【委員長】松田委員、よろしいですか。

【松田委員】どこで閲覧できますか。

【委員長】生涯学習スポーツ課長。

【生ス課長】それぞれ受けている事業所のホームページで確認できると思います。

【委員長】文化スポーツ部長

【文ス部長】中津川公園、東美濃ふれあいセンター、中津川文化会館は、26年度については今年の予算です。決算はそれぞれの項目でそれぞれの文化施設運営費の中にトータルとして出てまいります。その後27年度については、今後それぞれの指定管理団体で予算、決算報告をされます。この段階がどれだけ細かい数字、トータルの数字は出ると思いますが、それぞれの支出項目については、今回市で決算、収支内容についてしっかりチェックしながら事業費の28年度予算に向けて見ていきたいと考えています。

【委員長】松田委員。

【松田委員】ここでは予算なので決算は出るわけではないんですが、それ以前のもの

は決算が出ているのは当然のことで、市民の財産なので公開されるのは当たり前です。行政でチェックするのは当然のことであって、市民もチェックできるように開かれないとまずいと思いますし、本当にこの金額が妥当かどうかを考えると、そういうものが資料としてあっていいという気がします。前年の実績とかその前の実績を参考にして、どうだという判断をしていくのが適切なやり方だと思います。

【委員長】意見でしたが、よろしくをお願いします。文化スポーツ部長。

【生ス部長】27年度予算につきましては、また教育委員会の中で見ていただく予定です。東美濃ふれあいセンターでは今予定している42名を雇用します。臨時職員を含めて公園の草刈りの作業班も含めてです。それらの人員、人件費、施設の運営費もあります。それらを一覧表にして、来年度予算経常のときにも示してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【委員長】松田委員ご指摘のことですが、指定管理については公金ですので、適正な運用がされたかどうかについて誰もが確認することができる形を取っていただきたいということです。よろしくをお願いします。ほかによろしいですか。田島委員。

【田島委員】スポーツ施設を除いて歌舞伎ホール、各館についてです。先ほど自主事業の話をしました。自主事業以外にも中央公民館は本当に部屋の取り合いで、一杯の状況です。それほど各館は全部埋まっているという状況ではないと思うんです。できるだけ市民が身近に使えて利用しやすい運営をしていただきたい。非常に管理が厳しくされていたというのは皮肉を込めて申し上げたのですが、使っていただく人に対してサービスという気持ちが大事で、規則ということではなく、良かったらまた使わせていただくということにつながると思います。指定管理だから厳しくという形ではなく、もう少し上手に市民サイドに立って進めていただけると有り難いと思います。

【委員長】4点目についてはよろしいでしょうか。それでは、日程第2、議第36号 中津川市議会（定例会）に提出する議案の意見について、は承認とさせていただきます。ありがとうございました。

続きますして、日程第3、議第37号 平成26年度中津川市教育委員会の事務事業点検評価報告書について、ご説明をお願いします。教育企画課長。

〔事務局から資料に基づき説明〕

【委員長】ご意見、ご質問等ございませんか。田島委員。

【田島委員】子育て養成講座ですが、余談ですが、この前の神坂学校の式典に、家族の方が小さな子どもを連れてきておいでで、かなり泣いたりして、多分学校は子育てサポーターがやっている託児をご存じないんじゃないかと思いました。周知されていないのではないかと感じました。井の中の蛙ではなくて、やり始めたことはやり遂げるということは、市民の全員が分かっていることにつながると思います。どこの人が利用してもいいというか、みんな知っているということにつながると思

いますので、ますますこれは継続して頑張ってもらいたいと思います。

全くこの項目とは違いますが質問です。数年来のこの形を今回大幅に見直されたのですが、これは評価委員会からの申し出だったのでしょうか。

【委員長】教育企画課長。

【教企課長】評価委員さんの話もありました。分かりにくいことがありましたので、最大限私たちに考えて、分かりやすいものにしようと思いましたが、特に去年あたりですと、いくつか事業をお見せしたのですが、それぞれの課の思いは自分たちに表現はしていたのですが、全体としての統一感もなかったもので、そのあたり全体を見渡して、見ていただく方に分かりやすいようにという思いも込めて今回大幅に変えました。

【委員長】田島委員。

【田島委員】委員の皆さんはこれをどう思いますか。私はすごい改革だと思いますが。

【委員長】松田委員。

【松田委員】当初始まったときは、どういうふうな書き方をするか大分苦労されていて、ずいぶん良くなってきたと思います。取り上げる項目によって、単に継続、廃止だけではできないものも出てきますし、非常に難しい。これは毎年何を取り上げるかによって若干変わってくるのも致し方ないということもあります。そのときなりの、本当に一番いいやり方を採っていただければいいかなと思います。今回についてはとても分かりやすくいいと思います。

【委員長】田島委員。

【田島委員】私も絶賛します。分かりにくい見にくいことに対して変える工夫をしていく、積極的に勇気をもって面倒に取り組んでいく姿勢、行動力は本当に大事なことだと思います。前からいただいたものを役所の職員の方は何年かで代わってしまうので、どうしても前のものがとても大事で、それを維持して踏襲するのが基本だとは思いますが、それに固まってしまっているはいけません。こうして工夫をしたことが素晴らしいことだと思います。反対に私たちはそれを認めて、これは素晴らしいものだからもっとこういう展開をしてくださいと伝えていくことをしなければ、やっぱりそれがいいのか悪いのか分からなくて、そのままになってしまうのは良くないことなので、今回のこの取り組みに対して、本当に素晴らしい。見やすくなっていて、大絶賛します。これだけには留まらないで、こういうのは非常にいい例ということをして市の職員の方々にも伝えていくなり、市の職員はこれで皆さんが理解してくれているのかということに対して、疑問を持って進んでいただくのが非常に大事な市民サービスだと思います。教育委員会も子どものためというのを追及していくのですが、やはりそれは市民のためであるということを経済目的にしないで、今回は素晴らしいものができると思いますので、これからは勇気を奮

って進んで行ってほしいと思います。

【委員長】教育長。

【教育長】大変いい評価をいただきありがとうございます。この評価委員会の資料作成がスタートしたときから、いかに分かりやすいものにするかというのが、私は常に事務局に宿題として出していたものなんです。それがこのようになり今年大胆にやってもらえたと思っています。この評価委員会の資料にかかわらず、ほかのものでも、公にしていくものについては、いかに分かりやすくするかというのが大切だと常に思っております。私はよく作成したときに、自分の子どもに読ませてみて、子どもが分かると言えばそれがいいんじゃないかと言っています。今後もそういったところは努力していきたいと思っています。

【委員長】大変いい報告の形ができたということです。小栗委員。

【小栗委員】私はこれに昨年から携わらせていただいて、非常にいいことなのですが、根本的な問題で非常に難しいのはよく分かっていますが、後追いになっているのが残念なところです。たとえば会社で言うと、もっと早い段階でやって次に生かせる、そういうサイクルが出来てくると本当にいいんですけど。私も昨年初めてやったときに、同じことを聞いてもそれはタイミング的に難しいという話を聞いて、それはそれで承知をしています。あとはこの評価、最終的な結果が出たところを、今皆さんが非常に良かった、うまくまとまったと言うことでは私も同意見ですが、問題はこれをどう生かしていくかです。ここでいいものができたところで満足するのではなくて、このコメント、評価の方向性で指し示したところが次にどう生かされていくか、チェックした後のアクションがどう生かされていくかが重要で、そのアクションに続かなければやった意味がなくなってしまうことになります。継続というものに今回はなっているので、それは次に生かして行って、さらにいい事業につなげて行ってもらいたいと思います。

【委員長】教育企画課長。

【教企課長】PDCAのチェックの次のアクションが大事だということで、次につながるようにしたいと思います。

追いというご意見をいただきました。役所の流れでいくと2年遅れというサイクルで来ていました。それを何とかしたいということで、会社のように即変えるということがなかなかできませんが、今年度から年度末の時期に、平成26年度の末の2月、3月あたりに、その年度にやったことをチェックしようと、そこまで自分たちの評価と委員会評価までやってしまいたいと思っています。それで少なくとも2年遅れだったのが1年遅れでは見直して適用していける流れにしていきたいと思っています。4月の教育委員会に、もう一度平成26年度分をお諮り出来るような流れにしたいと思いますのでよろしくお願いします。

【委員長】小栗委員。

【小栗委員】すごいことだと思います。今までやってきたことをそれだけ、後追いだとしても2年遅れというのは考えられない、やる意味がないと思うぐらいですが、それを終わった時点で検証するということはすぐ生かせることなので、そういう形で努力していただいたことに敬意を表します。ありがとうございます。

【委員長】ほかにはよろしいでしょうか。それでは、日程第3、議第37号 平成26年度中津川市教育委員会の事務事業点検評価報告書について、は承認とさせていただきます。ありがとうございました。

以上で議事についての審議は終わります。次回の教育委員会の日程について、説明をお願いします。教育企画課長。

【教企課長】次回は平成26年12月18日木曜日です。時間はいつもの通り午後1時30分から、会場はいつもと同じ当にぎわいプラザ4-1会議室でお願いします。よろしくをお願いします。

【委員長】以上で平成26年第12回中津川市教育委員会定例会を閉会します。ありがとうございます。

[閉 会 (午後3時43分)]